

資料編

- 令和5・6年度社会教育委員の活動について
- 第4回～第8回会議について会議内容の抜粋
- 令和5・6年度社会教育委員名簿
- 社会教育法（社会教育委員の関連部分抜粋）
- 小山市社会教育委員に関する条例
- （別紙1）第5回会議における委員感想
- （別紙2）第6回会議における委員感想
- （別紙3）第2回及び第4回～第6回会議における
委員意見・感想のまとめ表

参考：手と心でつなぐ小山市手話言語条例

○令和5・6年度 小山市社会教育委員の活動について

期日	項目	内容
令和5(2023)年 8月24日(木)	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付式 ・社会教育委員正副委員長選出 ・各種審議会等委員選出 ・今期テーマの目的及び会議日程 ・関東甲信越静社会教育研究大会について
11月1日(水)	第2回会議	講話「障害者の生涯学習を推進する意義と現状」 神戸大学大学院 教授 津田 英二 氏 (栃木県総合教育センター主催「生涯学習・社会教育関係職員研修Ⅱ」第3回研修 zoom 配信を視聴)
11月21日(火)・ 22日(水)	関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会 開催地：栃木県宇都宮市 (第3回会議を兼ねる)	研究主題 「今、改めて考える「ふれあい」をとおしたつながりづくり・地域づくり～ウェルビーイングの実現に向けた社会教育委員の役割～」
令和6(2024)年 2月27日(火)	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の取り組み、活動紹介 ・意見交換ワークショップ
8月28日(水)	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の活動ふりかえり・今年度の予定について ・社会福祉法人パステル 多機能型事業所 CSW おとめ施設見学 社会福祉法人パステル 山岡 尚人 氏
9月21日(土)	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人パステル多機能型事業所 CSW おとめ エアオーケストラの皆さんと「ドラムサークル体験」 ドラムサークルファシリテーター 飯田 和子 氏
10月17日(木)	栃木県社会教育委員協議会主催 栃木県社会教育委員協議会研修会	演題「社会教育の不易と流行～改めて今、社会教育委員に必要とされること～」 全国視聴覚教育連盟 会長 馬場 祐次朗 氏 ※委員2名参加
10月24日(木)・ 25日(金)	関東甲信越静社会教育研究大会茨城大会 開催地：茨城県水戸市	大会スローガン「彰往考来～人をつくり 人をつなぎ 地域をつくる 未来の社会教育～」 ※委員1名参加
11月20日(水)	第7回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生涯学習 検討ワークショップ①
12月11日(水)	第8回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生涯学習 検討ワークショップ②
令和7(2025)年 3月7日(金)	第9回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書(素案)について
3月19日(水)	意見書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市教育委員会 教育長に意見書を提出

○社会教育委員会議内容（第4回～第8回）

第4回会議（令和6年2月27日実施）

会場：小山市立中央公民館 実習室

「障がい者の生涯学習」について、

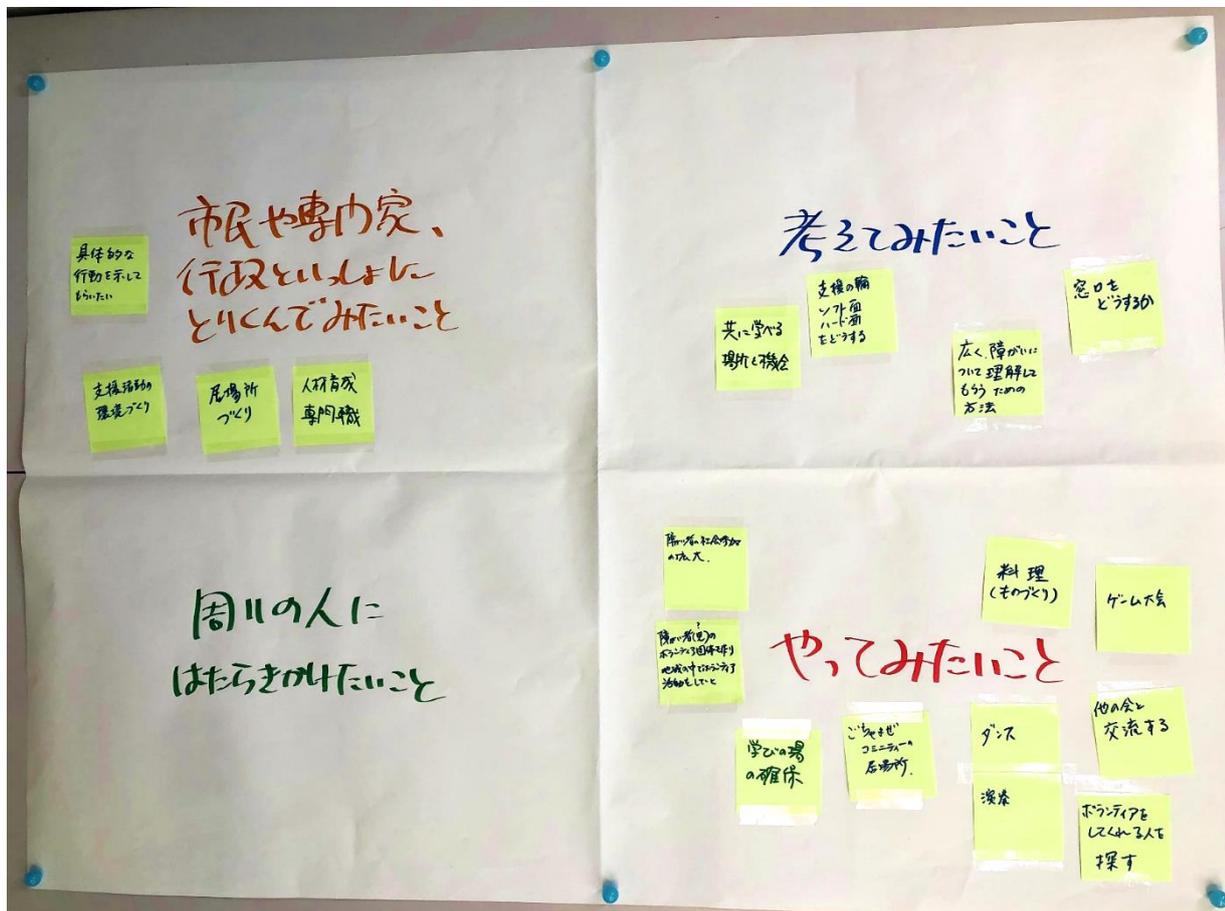
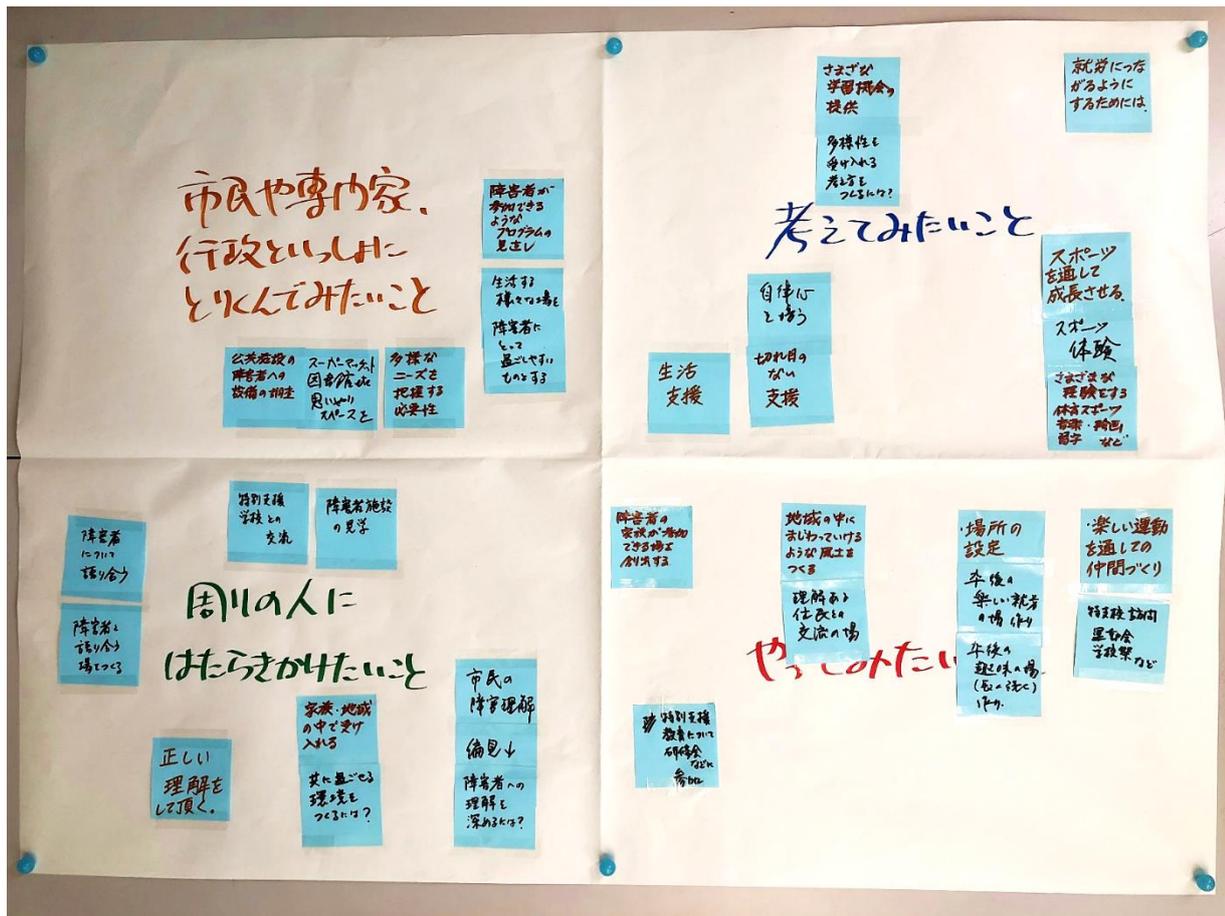
- A. 市民や専門家、行政といっしょにとりくんでみたいこと
- B. 考えてみたいこと
- C. 周りの人にはたらきかけたいこと
- D. やってみたいこと

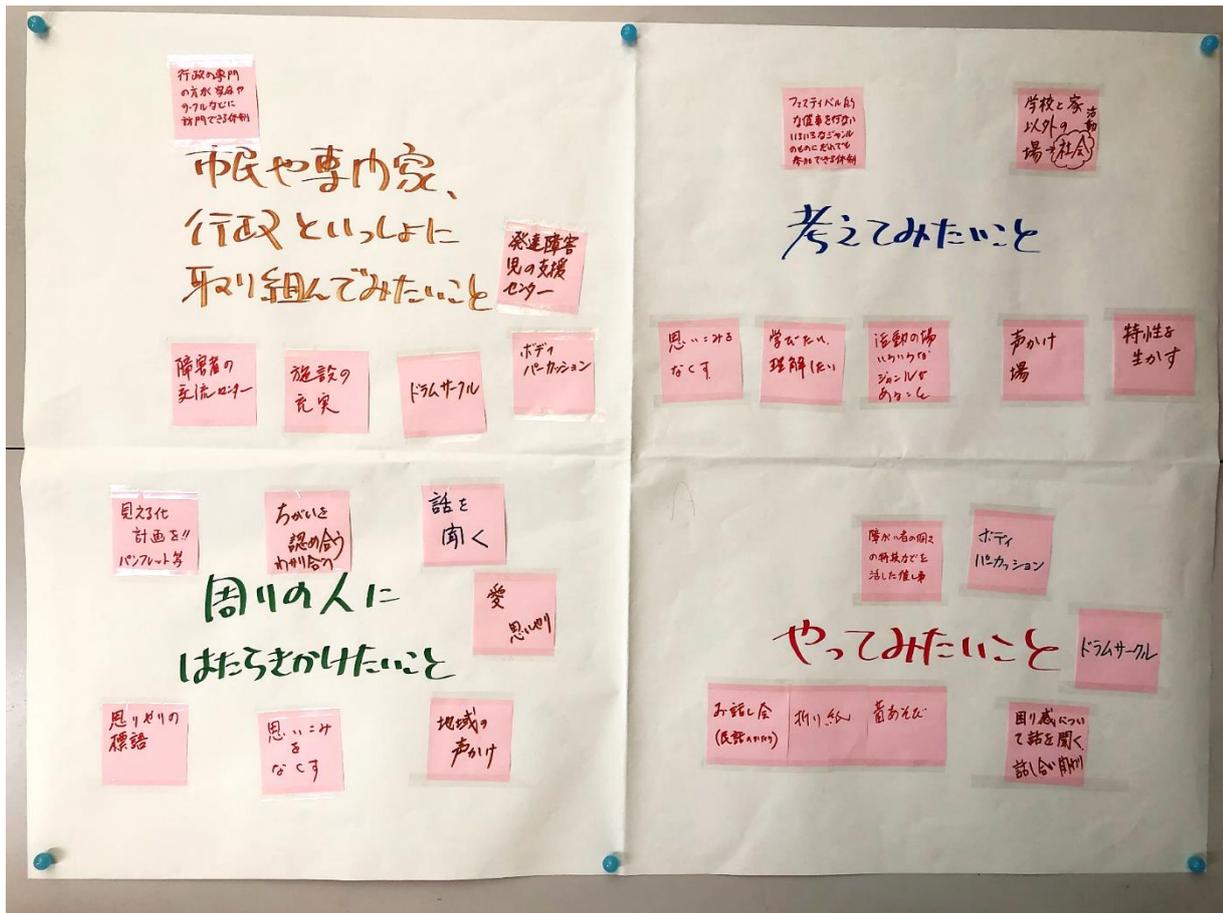
4つのトピックで意見交換を実施しました。

【意見交換の際のキーワード抜粋】

	仕組みづくり・枠組みに関すること	講座・イベント・活動に関すること
A	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズを把握する ・公共施設のバリアフリー設備調査 ・支援活動の環境、体制づくり、人材育成 ・施設の充実(例:思いやりスペース) ・居場所づくり(例:障がい者の交流センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が参加できるようなプログラムの見直し (例:ドラムサークル、ボディパーカッション)
B	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を受け入れる考え方をつくるには ・広く障がいについて理解してもらうには ・思い込みをなくす ・就労につながるようにするためには ・学校と家以外の場での社会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学習機会(スポーツ・音楽・映画・習字等)、共に学べる場所・機会の提供 ・フェスティバル的な催事で一気に体験 ・学校と家以外の場での社会活動
C	<ul style="list-style-type: none"> ・共に過ごせる環境をつくるには ・障がい者への理解を深めるには (正しい理解をする、思い込みをなくす、ちがいを認め合う) ・パンフレット等で見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・語り合いの場をつくる(etc.特別支援学級との交流) ・障がい者施設の見学
D	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中に交わっていけるような風土 ・ごちゃまぜコミュニティ、居場所 ・卒後の楽しい就労、趣味の場づくり ・障がい者の社会参加の拡大 ・障がい者のボランティア団体をつくり、地域の中で活動をしていく ・ボランティアしてくれる人を探す ・運動を通じた仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の個々の特性を活かした催し事 ・特別支援学校訪問(運動会・学校祭等) ・特別支援教育について研修会等に参加 ・障がい者の家族が参加できる場 ・困り感について話を聞く 話し合い・関わり ・理解ある住民との交流の場 ・料理、ものづくり、ダンス、演奏、ゲーム大会 ・ボディパーカッション、ドラムサークル ・お話会(民話のかたり)、折紙、昔遊び

【意見交換時の模造紙記録写真】





第5回会議（令和6年8月28日実施）

会場：社会福祉法人パステル 多機能型事業 CSW おとめ内 地域交流センター「花梨」
 施設内を見学させていただいたほか、パステルのエアオーケストラの皆さんの演奏を披露いただきました。

【委員意見抜粋】 ※全出席委員分は別紙1を参照

- ・障がいの有無にかかわらず、だれも同じ、明るく楽しく笑顔で日々の生活を送ることが大切であると改めて思った。
- ・創作する部屋や作業内容を見て、一人ひとりの個性を生かした学習が多くあるのを感じ、多様性を重視することを実感した学びができればと思った。
- ・エアオーケストラという音楽パフォーマンスは、障がい者が音楽を楽しみ、その喜びを見る人たちと共有するという意味で、とてもユニークで有意義なものだと思った。

第6回会議（令和6年9月21日実施）

会場：社会福祉法人パステル 多機能型事業所 CSW おとめ 手織り工房「Sakura」
 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるレクリエーションの事例として、「ドラムサークル」をパステルのエアオーケストラの皆さんと体験しました。
 ＊「ドラムサークル」とは、アフリカの太鼓を主に使用し、ファシリテーターのリードに合わせて参加者全員で即興を楽しむ音楽コミュニケーションです。

【委員意見抜粋】 ※全出席委員分は別紙2を参照

- ・障がいのある方への偏見や差別の解消のためには、まずそのような方々を知ることが大切だと思う。今回は一緒に音を奏でることを通して、障がいのある方について更に理解を深めることができた。
- ・”サークル”は正に”心の和、輪”。すぐにみんなと仲よくなれる言葉がなくてもコミュニケーションが交わせる、みんなが笑顔になれるなどすばらしい可能性を感じた。
- ・障がいのある人を招いてではなく、私たちが障がいのある人の所に行き、一緒に学ぶことが必要と感じた。

第7回会議（令和6年11月20日実施）

会場：小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ギャラリー

前回までの会議における委員意見・感想※を振り返りながら、「障がい者にとっての生涯学習ニーズ」、「ニーズに応えるための学習の場・仕組み」について、意見交換ワークショップを実施しました。

※前回（第2回及び第4回～第6回）までの委員意見・感想のまとめは別紙3を参照

【①障がい者にとっての生涯学習ニーズ・意見交換時のキーワード抜粋】

当事者の方	家族や身近な人	共生社会の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者への思い込みはないか？ 本当の気持ちを聞いているか？ 聞く事知る事が大切 ・学ぶ仲間、友人、相談できる人 ・仲間づくりの場所や交流の場 ・安全にいろいろなところに出かける ・気軽に参加できる機会（イベント・サークル・ワークショップ・コンサート） ・学校卒業後の学び ・地域との交流 ・好きなことを見つけたり、得意な分野を伸ばす機会、 ・リモートで学べる機会を増やす ・ユニバーサルデザインの施設環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ目線に立てるか？ ・思い込みをなくす ・障がいの有無にかかわらず交流、理解を得る ・家族同士の交流 ・保護者家族の交流 ・地域との交流 ・情報交換の場所や、情報窓口 ・気軽に行政に相談したり、他に頼ることができること ・相談できる人 ・医療補助、医療者の協力 ・心の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず共に過ごす時間、共に活動する選択の幅を広くすること ・障がい者から学ぶ、障がい者の活動をもっと見る ・障がい者に心を寄せていく ・他者を認める ・ソーシャルファーム ・企業・公共団体の障がい者採用枠増、雇用に関する企業対象の学習会 ・義務教育時代からの教育 ・ユニバーサルデザインについての学び

【①委員意見抜粋】

- ・周りの人が、（当事者の）本当の気持ちを聞いているのか。当事者への思い込みはないか。気持ちを聞くこと、知ることが大切ではないか。
- ・仲間づくりの場は勿論、学校卒業後に、地域に入っていける入口をつくって、地域と交流していく・接点を持っていくことにもニーズがあるのではないか
- ・当事者でないと分からない状況がたくさんある。思いを持った側が一生懸命寄り添う必要がある。

視点1 ニーズ

③

障がいをもった当事者

障がい者の家族、身近な人

学校卒業後
また
地域にふりか
かるとして
いる人

仲間が
いる
場所

ユニバー
シティの
施設
環境

地域の
交流

生活や就労
環境について
交換しあえる
窓口

思い込み
をなくす

共生社会の視点から....

障がい者
と一般の人
が交流し
話せる

当事者の
立場に
たって
考える

学びの
場を
つくる
・交流
の場
をつくる
・交流
の場

ユニバー
シティでの
学び

手話
会話の
コミュニケーション
の場

視点1 ニーズ

④

障がいをもった当事者

障がい者の家族、身近な人

体験
の機会を
つくる

交流の
場
若い世代
から...
年齢を超えて

保護者
家族の
交流

家族同
士の
交流

働く
場
をつくる

障がい者
が
関わる
場
から
成長
できる

共生社会の視点から....

教育の
機会

障がい者の
参加

公共の
施設
を利用
できる

子ども
食堂
への
参加

近くに
出かける
場所
が多い

【②ニーズに応えるための学習の場や仕組み・意見交換時のキーワード抜粋】

学習の場・機会	仕組み
<ul style="list-style-type: none"> ・趣味の発見の場としてシリーズ講座 ・障がい者の学級をつくる ・障がい者施設で公民館講座を開講する ・絵本の読み聞かせ+カフェパネルシアター ・手指を使った物作り、スポーツ ・障がい者と家族がいっしょに行けるツアーを企画する ・地域の行事イベント、企業のイベントで受け入れる・受け入れ方を考える（お祭り参加）・交流の場を設ける ・障がい者とともに参加して（学んだ成果を地域内外に）発表できる機会 ・障がい者とのサークルをつくる ・（視覚・聴覚）民話を語るサークル ・学びの場を設ける中で家族との交流をする ・家族が離れたい時間もある ・障がい者施設でコンサートを開く ・障がい者の生涯学習ボランティア養成講座 ・地域のイベントに参加して支援するためのボランティア講座 ・ユニバーサルデザインの学習講座 ・手話講座（要約筆記スキルを学ぶ講座） 	<ul style="list-style-type: none"> ・（全ての人が当たり前）生涯学習できる支援センター ・公共施設等を使い定期的に学びの場や交流の場をつくる ・障がい者の声を聞く。何を望んでいるのか、それに応える ・支援学校、障がい者施設との交流を増やし、生涯学習に関する声をもっと聞く ・チラシ・ポスター 見えるものから平等な呼びかけ ・様々な情報をキャッチする、できるようにする仕組み ・障がい者や家族が相談できる窓口を増やす ・図書館のデジタル図書の貸し出しを増やす ・保護者会、家族の会に入会する（入会を促進する） ・特別支援学校のイベントに、通常の学校の児童生徒が参加する機会を増やす、交流の機会を増やす ・障がい者施設の地域連携・社会福祉協議会との連携、福祉施設との連携、自治会との連携 ・障がい者スポーツを応援・支援できるような仕組みづくり ・ボランティア・コーディネーター（声を掛けて外につれ出す）・地域の協力者・職員研修（人材を育てる） ・障がい者が学びやすい学校環境を整備する（行事プログラムへの配慮、理解を促進させる学びの機会、医療的ケアの充実） ・コンサートでは障がい者用のスペースを設ける ・保護者家族のブースもつくる ・障がい者が楽しく過ごせるスペースをつくる ・公共施設のバリアフリー、支援できるスタッフ ・障がい者用の公共交通網、移動支援 ・障がい者雇用連携会議（雇用企業の集い）、雇用促進、働きやすい環境整備、ソーシャルファーム

視点2 ニーズに応える学習の場・機会やしくみ

③

学びの機会

手話講座
要約筆記
スキルアップ
講座

ユニバーサル
デザインの
学習講座

職員研修

障がい者の
学級とつづ

地域で
発表

障がい者の
ワークショップ

地域行事に
参加する

障害者と共に
参加して発表
できる学習の
機会

(視覚・聴覚)
民話と語り
ルール
共に学べる

保護者会

とくに学ぶ
場所と機会
の提供

障がい者の
生活学習
ワークショップ

地域イベントに
参加して権利
学習の機会

障害者スポーツ
に挑戦する
学習の機会

社会福祉
協議会
との連携

福祉施設
等との
連携

視点2 ニーズに応える学習の場・機会やしくみ

④

学習の場を
中心とした
学習の場

学校教育
中心の学習
の場

学校
幼稚園
保育所

企業等と連携
した学習の
場

農園
工場
(作業場)

地域の中で
生活する
中で学ぶ
場

お祭り
参観

公的施設等
に定期的に
参加する
場

人権教育
発表

地域の整備
自治会長と
中心に障害者
の学習の場

地域一帯
一帯に
学習の場

地域の整備
自治会長と
中心に障害者
の学習の場

家族の会
に入会する

地域の整備
自治会長と
中心に障害者
の学習の場

情報と
ネット

地域の整備
自治会長と
中心に障害者
の学習の場

移動支援
を利用する

第8回会議（令和6年12月11日実施）

会場：小山市立中央公民館 実習室

第7回会議での「ニーズに応えるための学習の場・仕組み」についての意見交換からテーマをピックアップし、講座・事業の具体的な計画・アイデア出しをしながら、留意すべき視点や方法について意見交換をしました。

【ワークショップ内で作成した企画シート】※網掛け部分は事務局による設定です

(1)趣味を見つけよう！シリーズ講座

テーマ	趣味を見つけよう！シリーズ講座			
【目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者当事者同士の学びの場 ・障がい者同士、保護者同士の交流 ・余暇の充実 			
【概要】	各回異なった内容の、趣味・教養に関する連続講座(体験教室)を実施します。			
【対象】	障がいを持った当事者の方とその家族 (今回は知的障がい者の方を想定しています)			
【各回内容】	1回(4月) 手話で音楽を楽しもう ① 4月の曲	2回(5月) 手話で音楽を楽しもう ② 5月の曲	3回(6月) ボディパーカッション 体で音楽をかなでる	4回(7月) 小山音頭に挑戦
	(手話をつかって音楽を楽しむ) (音楽を通して手話を学ぶ)		(運動音楽)	
	5回(9月) きのこの炊き込みご飯 を作ろう (カレー作りもあり、 次の相談をするもあり)	6回(10月) ハロウィンのお菓子を 作ろう	7回(11月) 楽器を作ってみよう (作った楽器を活かせ る曲で合奏する)	8回(12月) クリスマスのかざりを 作ろう ・ツリー ・リース
	〈料理〉		〈ものづくり〉	
【実施場所】	中央公民館など…			
【実施後の未来の姿・展望】	参加者が趣味をみつけて、障がいの有無にかかわらず一緒にサークル活動ができるようになる →自分が好きになったものを公民館まつりのような場で発表できるように。 交流の場、意見交換の機会を設けて、障がいを持った方、保護者それぞれの居場所となる			
【その他】	活動の中で相談や意見交換を行っていく(各回に場を必ず設ける)。 →改善をしていったり、交流の場となるようにしていく みんなが楽しい場を参加者がつくっていく 講師は、教えられる人ではなく、理解のある人(がよい)			

(2)一緒に地域の行事に参加してみよう

テーマ	一緒に地域の行事に参加してみよう
【目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず共に活動する(楽しむ) ・障がい者の方と地域とがつながる ・地域の障がい者理解をすすめる
【概要】	障がい者の、地域住民(自治会・サークル・市民団体)が実施する既存イベントへの参加。または、障がい者と地域住民と一緒に参加できるイベントそのものを企画・開催します。
【対象】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持った当事者の方(とその家族) ・地域住民
【内容】	<p>既存の行事(マラソン大会、地域のウォーキング等)に障がい者と家族が参加できるようにする。参加者がそれぞれのペースで走ったり、歩いたりする。</p> <p>さらに、ステージで発表したり、花見をしたり、公民館で活動したりする。</p> <p>社会教育委員もサポーターとして参加する。</p> <p>いっしょに運動したり(障がい者スポーツ、ボッチャ等)、風船をとばしたりする。エアオーケストラを聴いてもらう。</p>
【実施場所】	各イベント会場
【実施後の未来の姿・展望】	<p>インクルーシブ小山市をつくる。</p> <p>生涯学習=インクルーシブを目指す。市の重要施策として関係各課と連携して取り組む。</p>
【その他】	<p>市の HP に広報を出す。広報紙を出す。市の取り組みとして PR する→メディアにとりあげてもらう。</p> <p>サポーター養成講座に参加してもらい、サポーターとして登録してもらう。</p> <p>生涯学習課がコーディネーターとなる。</p> <p>コーディネーターの育成が課題(人材を発掘する)。自治会長に理解してもらうことも必要。</p> <p>自治会、福祉団体、障がい者施設、公民館、企業(社会貢献として呼びかける、参加してもらう)、市長との連携が大切。</p> <p>施設の側も「表に出る」意識が必要。</p>

【実際に事業を進めていく上での留意点・視点等についての意見】

○実施する上での配慮等について

- ・参加者一人一人の個性、気持ちをきちんと汲み取り、個別のニーズに対応していくこと
- ・身近な人、知っている人に一緒に参加してもらう等で、心理的な障壁を取り除くこと
- ・(マラソン・ウォーキングを例に)それぞれの人のペースで楽しめる、参加できること
- ・参加する当事者や、利用されている施設に対して、参加に対するハードルを下げる
- ・関係する人、団体に理解をしてもらうこと

○情報提供・広報について

- ・広報誌、チラシ、ホームページの広報を前提に、置き場所に工夫が必要
- ・特別支援学校や施設に直接出向いて情報を伝えること
- ・市のホームページ、広報をはじめ、より情報が伝わるようメディアにも取り上げてもらう
- ・障がい者の生涯学習に関する取り組みを、参加する当事者以外(庁内組織はじめ市民)にも周知すること

○様々な団体・機関との連携について

- ・庁内の関係各課と連携すること
- ・協力者として、専門学校やボランティアクラブ・サークルのある学校に声を掛けて、学生・若い人に「見守り」を兼ねて一緒に参加してもらう
- ・障がい理解等について「学びたい」と思っている人を探し、協力者になってもらう
- ・若者、高校生(学生)と連携(参加してもらう、サポーター)する。
- ・自治会、福祉団体、障がい者施設、公民館、企業への理解促進・呼びかけをする

○サポーター、協力者について

- ・コーディネーターを育成すること、仲間を増やすこと
- ・社会教育委員がサポーターとして参加すること
- ・登録サポーターに参加してもらう
- ・「サポーター養成講座」を開催し、その受講者・修了者にサポーターとして登録してもらう仕組みをつくる
- ・「サポーター養成講座」をはじめ、コーディネーターやサポーター等の人材育成をするほか、既存の人材を発掘しネットワークを構築する

○その他、実施についての具体案

- ・既存スポーツイベントに障がい者スポーツを取り入れてもらう(ポッチャ等)
- ・既存イベントに、障がい者をはじめ誰でも楽しむことができる要素を取り入れてもらうこと
- ・発表系の既存イベント(公民館まつりや桜まつり等)に、発表の機会を取り入れてもらうこと
- ・既存イベント(自治会の祭り)に、販売の機会を取り入れてもらうこと
- ・各地区の公民館まつりに招待する

令和5・6年度小山市社会教育委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日（敬称略）

No.	氏名	選出区分	選出団体等・役職	在任期間
1	篠江 淳子	学校教育 関係者	小山市校長会 (寒川小学校長)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
2	矢口 大	学校教育 関係者	小山市校長会 (小山第二中学校長)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
3	林 剛	学校教育 関係者	小山市校長会 (小山中学校長)	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
4	小林 崇宏	学校教育 関係者	小山地区県立高等学校校長会 (小山高等学校長)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
5	◎鈴木 久美子	家庭・社会 教育関係者	ハンドベル指導者 寺子屋主宰者	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
6	○小林 正典	社会教育 関係者	元小山市PTA 連合会会長 元小山第三中学校PTA 会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
7	栗原 要子	社会教育 関係者	小山市公民館運営審議会委員長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
8	大久保 幸子	社会教育 関係者	栃木県女性教育推進連絡協議会 小山支部副支部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
9	齋藤 和子	社会教育 関係者	小山市手をつなぐ育成会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
10	江崎 稔	社会教育 関係者	公益財団法人小山市スポーツ協会理事	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
11	山根 吉雄	社会教育 関係者	部落解放愛する会栃木県連合会 書記長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
12	長 眞由美	社会教育 関係者	栃木人権擁護委員協議会第二部会	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
13	石橋 須見江	社会教育 関係者	社会福祉法人パステル理事長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
14	桐生 澄江	家庭教育 関係者	小山市家庭教育 ^レ ニオン ^リ ダー連絡会 ポケットの会	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
15	福田 恵美子	社会教育 関係者	長野保健医療大学・大学院特任教授	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
16	片山 照美	学識経験者	小山市議会議員	令和5年4月1日～ 令和6年8月30日
17	荒井 覚	学識経験者	小山市議会議員	令和6年9月6日～ 令和7年3月31日

※◎は委員長、○は副委員長

○社会教育法(社会教育委員の関連部分抜粋)

(昭和24年6月10日法律第207号)

(最近改正:令和4年6月17日法律第68号)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○小山市社会教育委員に関する条例

(昭和29年7月26日条例第35号)

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第107号)第15条の規定に基づき、小山市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、15人とする。

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第5条 委員は、その事情により任期中であっても、解職することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第7条 委員の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小山市社会教育委員の定数及び任期に関する条例は、廃止する。

附 則(昭和38年7月25日条例第15号)

この条例は、昭和38年4月18日から適用する。

附 則(昭和40年9月29日条例第36号)

この条例は、昭和40年9月30日から施行する。

附 則(昭和45年7月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第3号)抄

この条例は、次の附属機関の委員、構成員等の委嘱又は任命から施行する。

附 則(平成26年3月19日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別紙1

第5回(令和6年8月28日)実施 社会福祉法人パステル多機能事業所 CSW おとめ 施設見学

(ご説明:社会福祉法人パステル 山岡 尚人 氏)

委員個別の感想・意見

順不同	(1)施設見学後の感想等	(2)「障がい者の生涯学習」に関連しての感想・意見
1	<p>とても実りある時間を過ごせました。百聞は一見にしかず。石橋理事長の愛有るこの施設で「自分らしさ」を大切に生活を送ることが出来る利用者さんは恵まれていると感じました。障がいのある方たちが安心して生活ができる場所を作られた石橋理事長に敬意を表します。</p>	<p>「現場」の視察、直接説明が聞けること。とても意味のある大切な時間だったと思います。常に具体が伴う委員会が開けたら良いと思います。</p>
2	<p>・くわの実ジュース(ララベリー?)とても美味しかったです。ごちそうさまでした。 ・絵の素晴らしい作品もおみやげにいただきありがとうございました。 ・くわの葉の元気な緑を見てこちらも元気になりました。 ・施設利用者の皆様が笑顔のある生活ができていて良かったなあ、と思いました。 ・エアオーケストラ、選曲が良かったと思います。 ♪道化師のギャロップ とても良かったです。 ♪県民の歌は、歌詞も入ると良かったのでは?と思いました。</p>	<p>音楽のある生活は心の安定にも良い影響を与えたいと思います。大きな音の苦手な方もいらっしゃるかと思いますので♪小山市歌(小山わがまち)歌詞付とか、桑の葉がたくさんあるので♪桑摘み唄(生井地区?)とかゆったりと歌ったら良いのかなあ、と思いました。また、運動や心の絆で♪小山音頭も楽しみになるのでは? 来年は「天下分け目の小山評定 400 年+四半世紀」の年になるので、小山の歴史について、みんなで学びながら楽しい行事につながったら目標ができて良いと思います。 本日は、ありがとうございました。</p>
3	<p>パステルさんは、まず利用者さんの経済的自立(障がい者年金+賃金収入)を目指し、利用者さんの可能性、個の持てる力を最大限に活かし、伸び伸びと生活できる施設作りを目指しているところにいつも感動しています。 又、施設運営においても、地域の方の理解、支援を得るべく、さまざまな交流を展開されている点も素晴らしいと思います。 障がい者の生涯を見据えた取り組みも素晴らしいです。</p>	<p>地域の方々との共生が課題になります。どのような取り組みができるか皆さんで考えていきたいと思っています。</p>
4	<p>利用者の方々が楽しく働いている様子を拝見することができ、貴重な時間だったと思います。”あかるく楽しく笑顔が一番”という指標?がありました。それぞれに合わせた利用を考えていることにとても感銘を受けました。だれもが幸せに暮らす生涯学習について深く考えることができた様に思います。</p>	<p>障がいのある方もない方も、だれも同じ、明るく楽しく笑顔で日々の生活を送ることが大切であると改めて思いました。施設の見学ができ、とても勉強になりました。本当によい時間だったと思います。ありがとうございました。</p>
5	<p>利用者の頑張っている姿を見る事ができ大変良かった。</p>	<p>施設が多種多様な受入れをしているので感心しました。今後は、障がい者ももっと外へ出れるような試みを期待します。特に施設がお休みの週末の活動、社会参加が、地域の人々と一緒にできること、つなげる事に期待します。</p>

6	素晴らしい施設であると、感動させられました。施設で働いている人たちも生き生きとしていて感じられました。	・障がい者が、幸せを感じて働ける場の提供の大切さ。 ・応援したいという気持ちになりました。
7	・施設の設備のすばらしさもあるが、そこで働く人々が楽しく、輝いていることに感激しました ・障がいのある一人ひとりの個性を生かした働き方を一緒に支援する人の親切さがとても印象に残りました。 ・障がいがあるとは思えないほどの絵、又、それが収益となり人生を送ることを見守る施設の人々と経営者に感謝です。	創作する部屋や作業内容を見て、一人ひとりの個性を生かした学習が多くあるのを感じ、多様性を重視することを実感した学びができればと思いました。
8	利用者一人一人が、自らの力で生活し、生活をEnjoyしている姿に感動しました。	就労で得た資金を有効活用していくと良いと思っています。助けられるのではなく助ける側にも立てるような生涯教育内容を考えたいと思いました。 スポーツ、芸術、文芸、園芸、農業 etc. 集団の場のみでなく家庭でも楽しめるカリキュラムの必要性を感じております。ありがとうございました。
9	地域の産物を生かして、障がい者の充実した生活のための支援をされている取り組みに、大変感銘を受けました。このような取り組みについて、もっと広く知られた方がよいのではないかと思います。	エア・オーケストラという音楽パフォーマンスは、障がい者が音楽を楽しみ、その喜びを見る人たちと共有するという意味で、とてもユニークで有意義なものだと思います。既成概念にとらわれない発想が、障がい者の新しい学習や体験をつくる原動力になるのではと感じました。
10	施設見学をさせていただいて、(現場をみて)、障がいのある方が参加できる講座などを考えていかなくはいけないのか改めて考えさせられました。 みなさんがとても何事もいっしょうけんめいに取り組んでいたのも、どうすればよいのかよくわからなくなりました。	障がいのある方もない方も一緒に参加できる講座「手織り講座」など手作業の講座はコラボできそうな気がします。 講話より実践がよいと思う。 ◎オーケストラ 楽しかったです(みなさまの顔もいきいきとしていました) ◎長い生涯 考えることがいっぱいです。
11	・すばらしい施設でした。 ・この施設の活動をもっと沢山の方に知ってほしい ・レストランの料理はとてもおいしかったです ・エアオーケストラ感動です	社会全体で「障がい者の生涯学習」を支援し、それぞれの能力を活かす機会を多くできたらと思いました。
12	入所者・通所者にとって、働けるということは生きがいを持てるので、素晴らしいと思います。たくさんの作業を作り出すのは大変ですが、これからも障がい者を支えて下さい。	エアオーケストラ、仲間と一緒に活動できて楽しそうでした。できる事をできる時にですね。

別紙2

第6回(令和6年9月21日)実施

社会福祉法人パステル 多機能事業所 CSW おとめ エアオーケストラの皆さんとのドラムサークル体験

(ドラムサークルファシリテーター:飯田和子氏)

委員個別の感想・意見

順不同	(1)「ドラムサークル」についての感想等	(2)「障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるユニバーサルデザインな講座・イベント」の視点からの感想等
1	<p>はじめて体験しました。とても不安でしたが、すぐに解消しました。先生の指導の元、見て、まねることを実践することができました。</p> <p>言葉はいらない、でも通じあう心を感じました。周りの人の様子を見て、まねるうちに心が体が踊り皆さんと一体になったことがとてもうれしく思いました。</p> <p>素晴らしい体験をさせて頂きありがとうございました。一人ひとり熱心に又楽しくのびやかに演奏している人達の心が伝わり豊かな時間を過ごすことができました。</p>	<p>(2)「障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるユニバーサルデザインな講座・イベント」の視点からの感想等</p> <p>障がいのある人を招いてではなく、私たちが障がいのある人の所に行き、一緒に学ぶことが必要と感じました。</p> <p>布の織物、絵を描く、その他いろいろ、今日のように音楽を通しての交流会も、大変心に残りました。</p> <p>学ぶことがたくさんあることを私たちは気づいていないように思いました。障がいのある人という思いこみをなくすことに気づくことが必要と思いました。</p> <p>教えることではなく伝えることが大切で、その基本は見る、まねるであることに気づきました。</p>
2	<p>本日は、体験を通してドラムサークルのすばらしさを学ばせていただきました。”サークル”は正に”心の和、輪”です。すぐにみんなと仲よくなれる、言葉がなくてもコミュニケーションが交わせる、みんなが笑顔になれるなどすばらしい可能性を感じました。</p>	<p>市内でももっと広がることを心から期待します。学校でも吹奏楽部とのコラボなど、可能かと思いました。また、ファシリテーター育成のお手本、講師として飯田先生にお願いするなど広がり可能性を感じました。</p>
3	<p>今回ドラムに触れる機会があり、リズム感音色にひきこまれる感じでした。</p> <p>バラバラに叩いても自然に一定のリズムがうまれてくるという不思議さに、驚きました。</p> <p>老若男女誰でも楽しめる楽器なので、いつでもどこでも体験できると良いと思いました。</p>	<p>障がい者一人一人個性があり、特性に合わせるというテーマは難しく、今回のドラムサークルの講座・イベントは貴重な機会だと思います。</p> <p>とても指導者のお力も多く関わってくるので、素晴らしい活動をされている飯田和子先生に感謝、感激です。</p>
4	<p>ドラムサークルは音楽経験がなくても、だれもが気軽に参加できる活動だと思いました。年齢も関係なく大人も子どももパーカッションならすぐできます。人と人がつながることのできるステキなものだと思いました。脳にもよいという話もお聞きし、みんなが一体感を感じながら楽しい時間を共有することで、心も明るく前向きになり、脳の活性化につながるように体験を通して実感しました。お世話になりました。</p>	<p>障がいのある方への偏見や差別の解消のためには、まずそのような方々を知ることが大切だと思います。今回は一緒に音を奏でることを通じて、障がいのある方について更に理解を深めることができました。私たちにとってもとても学びの多い講座・イベントとなりましたが、障がいのある方にとっても楽しく実り多い時間となったのであれば、これからもこのような機会を多くすることは大切であるように思いました。</p>

5	<p>・初めて参加した人も一緒にリズム音楽を楽しめたのは良かった。円になって参加者と一体感を感じることができたことも良かった。先生の「ハッピーですか？」に「ハッピーです。」幸せを感じたから「ハッピーです。」楽しく幸せな時間だったと思う。</p> <p>先生の笑顔は最後まで。指導者が笑顔で楽しむことで笑顔や楽しさが伝わるとも思った。私もハッピーでした。ありがとうございました。</p>	<p>・初めて参加でも一緒に楽しめるものがあると良いと思う。また、参加した人が他の人たちと一体感を感じられるとさらに良いと思う。小山市で一体感を感じられるものは音楽♪小山わがまち→歌詞の内容も素晴らしく作曲者は佐藤眞さん。この曲を施設内で何かの準備の時(起床してからの身支度・昼食終了合図と昼休み)に毎日流せば自然に覚えられる。そして♪小山音頭 踊りは運動・リハビリにもなる。盆踊りで皆と一緒に楽しめます。♪小山わがまちも♪小山音頭もゆったり優しくテンポも合わせ易い。歌詞を口ずさむことで励みになり癒されます。「音楽の力」はすごい!と思います。</p>
6	<p>太鼓やさまざまな楽器を使い、先生のリードでエア・オーケストラの皆さんと楽しい時間を過ごせました。ドラムサークルを通して、音楽がつなぐコミュニケーションの力はすばらしいと思いました。音楽の力はすごい!</p> <p>エア・オーケストラの皆さんは、前回よりいきいきと自信を持って演奏しているように感じました。先生のリードで皆さんが一つになりました。ありがとうございました。飯田先生すばらしい!</p>	<p>子どもから高齢者、障がい者まで誰でも楽しめる「ドラムサークル」をさまざまな機会、場所で開催すると良いと思いました。</p> <p>エア・オーケストラの活動をもっと広く知らせたら良いと思いますが、外へ出かけて活動することはむずかしいのでしょうか?地域の方とコミュニケーションのひとつとして考えたいと思います。</p>
7	<p>まず、講師飯田和子氏の指導力の素晴らしさに感激です。</p> <p>楽器の演奏を通し、一体感を感じました。話が苦手な人でも仲良くなってしまふ。そんな雰囲気を感じました。</p> <p>みんながお互いの音を聞き合って反応し会話をしているようでした。</p>	<p>障がいのある方が、生きる喜びを感じながら仕事を出来る場の提供。パステルさんは、本当に素晴らしいと思います。</p> <p>私は退職してから小学校3校で特別支援学級の担任をやりました。昨年担任した子が20歳になっていたので自宅の柿とお菓子を持って家庭訪問。仕事をしているようだったので、頑張るよう励まし握手をしてきました。「自立できるようにすること」が課題だと、思っています。</p>
8	<p>打楽器・パーカッションを参加者が輪になって演奏し即興的に作り上げるアンサンブルのこたさそうです。楽器の種類はたくさんありますが、パーカッションなどの打楽器は楽譜が読めない人たちや楽器演奏が苦手な人たちでもリズムを合わせたり、一人ひとり自由な演奏ができる楽器だと思います。</p> <p>ドラムサークルではファシリテーターの進行役が必要ですが、国籍も障がいのあるなし、老若男女を問わず気軽に一人ひとりの思いに合わせて強弱、速い遅いなどの演奏ができ少人数から大人数までの人が一緒に演奏を楽しめ、苦手意識のある人でも自然と演奏に引き込まれ人と人を繋ぎ、結ぶことが出来て参加した人々に、満足感や幸福感を味合わせることも出来るところが素晴らしいと思います。</p>	<p>楽譜のない、リズムで自由に演奏できるパーカッションは、国籍も障がいのあるなし、老若男女を問わず気軽に手が出せる楽器だと思います。そのパーカッションを様々な人たちがサークルを作って、共に演奏することによって一つの音楽を作り上げる喜びや楽しさが湧きあがり、自然と交流が広がり時のたつのも忘れる体験でした。</p> <p>障がい者のレクリエーションはパラリンピックの競技からも、今日様々な競技が普及し開催されています。</p> <p>しかし、競技はやはり得手不得手があります。その観点からすると、誰もが大きな抵抗もなく参加し取り組めるものだと思います。</p> <p>先に述べたように、国籍・人種・障がいのあるなし・老若男女を問わず参加出来る講座として、大変有用なものであると考えます。</p>

別紙3 第7回(令和6年11月20日)実施 意見交換ワークショップの際の参考資料「第2回及び第4回～第6回会議における感想・意見まとめ」

※ワークショップ実施にあたり、前回までの会議における委員の意見・感想などからキーワードを抜き出し、大別しまとめたものです

実施回	想定できるニーズに関すること	社会の姿・あり方に関すること	その他・考え方等	実際の取り組みに関すること (仕組みや環境の整備等)	実際の取り組みに関すること (学びの場の具体例等)
第2回 (R5.11.1) ○講演視聴「障害者の生涯学習を推進する意義と現状」神戸大学大学院 教授 津田 英二氏	○それぞれにできること、特性・才能を見つけ、伸ばすこと ○好きなことを自由に学べること	○排除のない社会 ○「障がい者の学ぶ権利を保障する」 ○障がい者の人と一般の人が共に学び合う共生社会	○インクルージョンの実践が、障がいのある方々にとって負担にならないようにすること、人間理解 ○医療・保険の目線を含めて対象者を理解すること ○一律的な対応ではなく、(その人に合った)個別の対応	○障がい者と一般の人が交流できる施設の確保と整備	○障がい者(向け)学習講座 ○地域社会の場で、共生に関する学びの場を設定
第4回 (R6.2.27) ○障がい者の生涯学習について意見交換	○就労につながる事 ○生活支援 ○居場所 ○生活する様々な場が過ごしやすいこと ○卒後の趣味の場 ○仲間づくり ○学校と家以外の場での社会活動	○多様性を受け入れる ○広く、障がいについて理解してもらう ○(障がいについて)正しく理解する、市民の障がい理解 ○家族・地域の中で受け入れる ○地域の中に交わっていける風土 ○ちがいを認め合う、分かり合う ○地域(から)の声掛け	○障がい者の社会参加の拡大 ○思い込みをなくすこと ○学校と家以外の場での社会活動 ○活動の場として色々なジャンルがあること(選択肢が豊富であること) ○多様なニーズを把握すること ○切れ目がないこと(継続性)	○ボランティアをしてくれる人を探す、養成する ○専門職の人材育成 ○行政の専門が家庭やサークルに訪問できる体制 ○発達障害児の支援センター ○障がい者の交流センター、居場所づくり ○支援活動の環境づくり ○施設の充実 ○公共施設のバリアフリー設備調査	○障がい者が参加できるプログラムの見直し、様々な学習機会の提供 ○共に学べる場所と機会 ○障がい者と語り合う場 ○特別支援教育に関する研修 ○障がい者施設の見学 ○困り感について話を聞く場 ○特別支援学級との交流 ○理解ある住民との交流の場 ○スポーツ、料理、ダンス・演奏、ゲーム大会、ドラムサークル、お話会、折紙、昔あそび、フェスティバル ○パンフレット等で見える化
第5回(令和6年度第1回) (R6.8.28) ○社会福祉法人パステルCSW おとめ訪問	○個の持てる力を最大限に生かし、伸び伸びと生活する ○自立	○障がいのある方もない方も、だれも同じ、明るく楽しく笑顔で日々の生活を送ること	○地域の方々と共生 ○地域の人と社会参加 ○個性を生かした学習 ○障がい者自身が助ける側にも立てるような		○障がい者が外(社会・地域)へ出て行く ○家庭でも楽しめるカリキュラム ○障がいのある方もない方も一緒に参加できる講座「手織り講座」など
第6回(令和6年度第2回) (R6.9.21) ○社会福祉法人パステルCSW おとめIAオーストラの皆さんとドラムサークル体験		○思い込みをなくすこと	○教えることではなく伝えることが大切で、その基本は見る、まねること ○偏見や差別の解消のためには、まずそのような方々を知ることが大切 ○障がい者一人一人の個性、特性に合わせる ○思い込みをなくすこと	○障がいのある人を招いてではなく、私達が障がいのある人の所に行き、一緒に学ぶこと ○専門的人材(講師)の育成	○他の人たちと一体感を感じられる講座 ○楽譜のない、リズムで自由に演奏できるパーカッション ○誰もが大きな抵抗もなく参加し取り組めるもの

参考:「手と心でつなぐ小山市手話言語条例」について

「手と心でつなぐ小山市手話言語条例(令和7年3月13日に議決され、公布予定)」は、「手話が言語である」という認識に基づき、「全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与すること」を目的とし、手話に関する市の施策の基本的事項を定めたものです。

今期小山市社会教育委員協議テーマに関連した本年度の小山市の動向として、参考に紹介します。

手と心でつなぐ小山市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って表現する言語であり、自然発生した手話が、ろう者の中で育まれ、大切に受け継がれてきた。しかしながら、長い間、手話は言語として認められず、必要な情報の取得やコミュニケーションについて多くの不便や不安を感じながら手話を必要とする人々は生活してきた。こうした中、手話は言語であると定義した障害者の権利に関する条約が平成18年に国際連合総会で採択され、手話が言語として国際的にも認知されて、平成26年に我が国も批准した。さらに、平成23年に改正された障害者基本法において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

ここに、小山市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解や普及に努め、全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市が実施する手話に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が安心して共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として講ぜられなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び定着を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念を尊重し、手話を使用しやすい環境づくり及び市が実施する手話に関する施策について理解し、協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念を尊重し、手話を使用しやすい環境づくり及び市が実施する手話に関する施策について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、この条例の目的を達成し、第3条の責務を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解並びに手話の普及及び定着に関する施策
- (2) 手話の情報の発信及び取得の機会の拡大に関する施策
- (3) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の円滑化に関する施策
- (5) 手話通訳者等の配置及び拡充に関する施策
- (6) 手話を必要とする人への相談支援に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

2 市は、施策の実施に関し、必要と認める事項があるときは、手話を必要とする人、障害者関係団体その他の関係者の意見を求めるものとする。

3 市は、施策の実施に当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。